

小学校算数科研究部会会則

- (名 称) 第1条 本会は、岐阜県小中学校教育研究会小学校算数科研究部会（略称小算研）と称する。
- (事務局) 第2条 本会の事務局は主務者の所属する学校に置く。
- (目 的) 第3条 本会は、小学校算数教育の向上と充実を図ることを目的とする。
- (事 業) 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 1. 研究大会、及び研究協議会の開催
 2. 研究の相互交流と研究調査
 3. 研究成果の公表
 4. 各地における自主的な研究
 5. その他目的を達成するために必要なこと
- (構 成) 第5条 本会は、本会の目的に賛同する岐阜県公立小学校職員をもって主たる構成員とする。
- (役 員) 第6条 本会に次の役員を置く。
本部役員：部会長1名、評議員を含む副部会長3名、常任委員会顧問若干名、
主務者1名、書記1名、会計1名、研究部長1名、常任委員会部長若干名
会計監査：2名
常任委員：若干名
- (役員の選出) 第7条 本会の役員は、会員のうちから次の方法で選出する。
 1. 部会長、評議員を含む副部会長、会計監査は代議員会でこれを承認する。
 2. 常任委員会顧問、主務者、書記、会計、研究部長、常任委員会部長は代議員会の承認を得て部会長が委嘱する。
 3. 常任委員（研究推進顧問及び研究調査部・部員）は、部会長が委嘱する。
- (役員の任務) 第8条 本会の本部役員及び会計監査の任務は次のようである。
 1. 部会長は、本会を代表して会務を総括し、本会の目的達成に努める。
 2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故ある時はこれを代行する。
 3. 常任委員会顧問は、常任委員会の活動について指導・補佐する。
 4. 主務者は、部会長の命を受け、会の庶務全般を司る。
 5. 書記は、本会の一般事務を行う。
 6. 会計は、本会の会計事務を行う。
 7. 研究部長は研究計画をたて、研究のまとめを公表する。
 8. 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (代議員) 第9条 代議員の選出方法及び任務は次のようである。
 1. 代議員は、各郡市より1名を選出する。
 2. 代議員は、代議員会においてその審議事項の決議にあたりとともに、各郡市の研究推進にあたる。

- (任 期) 第 10 条 役員、代議員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (機 関) 第 11 条 本会に、代議員会、本部役員会をおく。また、必要に応じて常任委員会をおくことができる。
- (代議員会) 第 12 条 代議員会は、この会の議決機関であって代議員と本部役員で構成し年 1 回以上部会長が招集する。代議員会は次の項を審議決定する。
1. 会則及びこれに基づく諸規定の制定及び改廃に関する事。
 2. 予算の審議及び承認に関する事。
 3. 本部役員の承認に関する事。
 4. 事業運営の基本方針に関する事。
 5. 本年度の研究テーマ、及び研究内容に関する事。
 6. 研究実践の交流と成果に関する事。
 7. その他本会の運営、研究推進に必要な事項
- (本部役員会) 第 13 条 本部役員会は、本会の執行機関であって、本部役員で構成し必要に応じて部会長が招集し、会則並びに代議員会の決定に従って会務を処理する。
本部役員会はおおむね次の任務を処理する。
1. 年次計画の立案に関する事。
 2. 研究の成果に関する事。
 3. 代議員会運営に関する事。
 4. 研究大会、研究協議会の企画運営に必要な事。
 5. その他、本会の運営に必要な事。
- 緊急必要な場合は、代議員会を代行することができる。ただし、事後に代議員会の承認を得なければならない。
- (常任委員会) 第 14 条 代議員会、及び本部役員会で承認された研究に関わる専門的な事項を処理するために部会長が委嘱した委員でこれにあたる。
- (会 計) 第 15 条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってあはてる。
会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- (付 則) 第 16 条 この会に必要な細則は本部役員会で決めることができる。
この会則の改正は、本部役員会で発議し、代議員会で承認を受ける。
この会則は平成 23 年 6 月 24 日に一部改正施行する。
この会則は平成 29 年 6 月 20 日に一部改正施行する。
この会則は令和 8 年 7 月 1 日に一部改正施行する。